

## 許可・認定等に係る手数料について

根拠条文	内容	手数料
法第7条の6第1項第1号、第2号	仮使用認定	120,000 円
法第43条第2項第1号	敷地と道路との関係の建築認定	27,000 円
法第43条第2項第2号	敷地と道路との関係の建築許可	33,000 円
法第44条第1項第2号	道路内における建築許可	33,000 円
法第44条第1項第3号	道路内における建築確認	27,000 円
法第44条第1項第4号	道路内における建築許可	160,000 円
法第47条ただし書き	壁面線外における建築許可	160,000 円
法第48条各項ただし書き	用途地域における建築等許可	180,000 円
法第48条第16項第1号	用途地域における建築等許可	120,000 円
法第48条第16項第2号	用途地域における建築等許可	140,000 円
法第51条ただし書き	特殊建築物等敷地許可	160,000 円
法第52条第10項、第11項、第14条	容積率に関する特例許可	160,000 円
法第53条第4項	建ぺい率に関する特例の許可	33,000 円
法第53条第6項第3号	建ぺい率に関する制限の適用除外に係る特例の許可	33,000 円
法第53条の2第1項第3号、第4号	敷地面積の許可	160,000 円
法第55条第2項	高さの特例認定	27,000 円
法第55条第3項各号	高さの許可	160,000 円
法第56条の2第1項ただし書き	日影による高さの特例許可	160,000 円
法第57条第1項	高架内の高さに関する制限の適用除外に係る認定	27,000 円
法第57条の2第1項	特例容積率適用地区における容積率の限度の指定	
	敷地の数が2である場合	78,000 円
	敷地の数が3以上である場合	※1
法第57条の3第1項	特例容積率の限度の指定の取消し	※2
法第57条の4第1項ただし書き	特例容積率適用地区における高さの特例	160,000 円
法第59条第1項第3号	高度利用地区における容積率、建ぺい率、建築面積、壁面位置の特例許可	160,000 円
法第59条第4項	高度利用地区における各部分の高さの許可	160,000 円
法第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率、各部分の高さの特例許可	160,000 円
法第60条の2第1項第3号	都市再生特別地区における容積率、建ぺい率、建築面積、高さ、壁面位置の特例許可	160,000 円
法第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書き	居住環境向上誘導地区における建築物の建ぺい率、壁面の位置、最高高さの特例許可	160,000 円
法第60条の3第1項第3号	特定用途誘導地区における容積率、建築面積の特例許可	160,000 円
法第60条の3第2項ただし書き	特定用途誘導地区における高さの特例許可	160,000 円
法第67条第3項第2号	特定防災街区整備地区における敷地面積の特例許可	160,000 円
法第67条第5項第2号	特定防災街区整備地区における壁面位置の特例許可	160,000 円

法第67条第9項第2号	特定防災街区整備地区における防災都市計画施設に接する建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さ又は建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分に関する制限の適用除外に係る許可	160,000 円
法第68条第1項第2号	景観地区における高さの特例許可	160,000 円
法第68条第2項第2号	景観地区における壁面位置の特例許可	160,000 円
法第68条第3項第2号	景観地区における敷地面積の特例許可	160,000 円
法第68条第5項	景観地区における各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	27,000 円
法第68条の3第1項	再開発等促進区等における容積率、建ぺい率、高さに関する制限の適用除外に係る認定	27,000 円
法第68条の3第4項	再開発等促進区等における各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可	160,000 円
法第68条の3第7項	開発整備促進区内における建築に関する制限の適用除外に係る認定	27,000 円
法第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における容積率の特例認定	27,000 円
法第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における容積率の特例認定	27,000 円
法第68条の5の3第2項	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における各部分の高さの特例許可	160,000 円
法第68条の5の5第1項、第2項	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における容積率、各部分の高さの特例認定	27,000 円
法第68条の5の6	地区計画等の区域における建ぺい率の算定の特例認定	27,000 円
法第68条の7第5項	予定道路に係る延べ面積の特例許可	160,000 円
法第85条第5項	仮設興行場等建築許可	120,000 円
法第85条第6項	仮設興行場等設置期間特例許可	160,000 円
法第86条第1項	一団地の特例認定	
	建築物の数が1又は2である場合	78,000 円
	建築物の数が3以上である場合	※3
法第86条第2項	既存建築物を前提とした総合的設計による特例認定	
	建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合	78,000 円
	建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合	※4
法第86条第3項	一団地の各部分の高さ、容積率の特例許可	
	建築物の数が1又は2である場合	220,000 円
	建築物の数が3以上である場合	※5
法第86条第4項	既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の容積率、各部分の高さの特例認定	
	建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合	220,000 円
	建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合	※6
法第86条の2第1項	一敷地内認定建築物以外の建築認定	
	建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が1である場合	78,000 円
	建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が2以上である場合	※7
法第86条の2第2項	一敷地内認定建築物以外の各部分の高さ、容積率の特例許可	
	建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が1である場合	220,000 円
	建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が2以上である場合	※8

法第86条の2第3項	一敷地内許可建築物以外の建築許可	
	建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が1である場合	220,000 円
	建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が2以上である場合	※8
法第86条の5第1項	認定、許可の取消し	※9
法第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する容積率、建ぺい率、外壁後退許可、高さに関する制限の適用除外に係る認定	27,000 円
法第86条の8第1項、第87条の2第1項、法86条の8第3項	段階改修による全体計画、全体計画の変更の認定	
	30㎡以内	5,000 円
	30㎡超 ~ 100㎡以内	9,000 円
	100㎡超 ~ 200㎡以内	14,000 円
	200㎡超 ~ 500㎡以内	19,000 円
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	34,000 円
	1,000㎡超 ~ 2,000㎡以内	48,000 円
	2,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	140,000 円
	10,000㎡超 ~ 50,000㎡以内	240,000 円
	50,000㎡超	460,000 円
法第87条の3第5項	用途変更による興行場等としての一時使用の許可	120,000 円
法第87条の3第6項	用途変更による特別興行場等としての使用の特例許可	160,000 円
令第137条の16第2号	移転に関する建築基準法令の規定の適用除外に係る認定	27,000 円

- ※1 78,000+[(敷地数-2)×28,000] 円  
 ※2 6,800+(敷地数×12,000) 円  
 ※3 78,000+[(建築物数-2)×28,000] 円  
 ※4 78,000+[(建築物数-1)×28,000] 円  
 ※5 220,000+[(建築物数-2)×28,000] 円  
 ※6 220,000+[(建築物数-1)×28,000] 円  
 ※7 78,000+[(建築物数-1)×28,000] 円  
 ※8 220,000+[(建築物数-1)×28,000] 円  
 ※9 6,400+(現に存する建築物数に×12,000) 円